

広島県告示第二百九十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所において、平成三十年四月九日までの間、縦覧に供する。

平成三十年三月二十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

三七五号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市作木町香淀字上組二三四番一地先から 三次市作木町香淀字川ケ一〇五七番一地先まで	一一・〇〇〇 三三二・〇〇〇	一一・〇〇〇 三三二・〇〇〇	一一・〇〇〇 三三二・〇〇〇	二六・一〇九 〇〇	一部拡幅 一般国道四三 三号及び一般 国道四三四号 と重複

一 道路の種類

一般国道

二 路線名

四三三号

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
三次市作木町香淀字川ケ一〇七一番一地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八六八番一地先まで	一一・〇〇〇 三三二・〇〇〇	一一・〇〇〇 三三二・〇〇〇	一一・〇〇〇 三三二・〇〇〇	二六・一〇九 〇〇	一部拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三四号 と重複

- 一 道路の種類
  - 一般国道
- 二 路線名
  - 四三四号
- 三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三次市作木町香淀字川ケ一〇七二番一 地先から 三次市作木町香淀字上組一〇八六八番一 地先まで		新	一一・〇〇〇 三三・〇〇〇	二一・〇〇九 〇〇	一部拡幅 一般国道三七 五号及び一般 国道四三三号 と重複
		旧	一一・〇〇〇 三三・〇〇〇	二一・〇〇九 〇〇	